

平成25年第9回教育委員会定例会

平成25年第9回教育委員会が平成25年9月26日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 平成25年9月26日(木) 午前9時30分から |
| 2 場 所 | 中清戸地域センター第2会議室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 松村 重樹(教育委員長)
伊豆倉 和恵(委員長職務代理)
稲田 瑞穂(委員)
植松 紀子(委員)
東田 務(教育長) |
| 5 出席説明者 | 海老澤 敏明(教育部長)
岸 典親(国体準備担当部長)
坂田 篤(指導課長)
粕谷 靖宏(教育総務課長)
山下 晃(生涯学習スポーツ課長)
清水 明(統括指導主事)
古見 誠(指導主事)
佐藤 裕樹(指導主事)
沼本 謙一(指導主事)
伊藤 高博(図書館長)
森田 善朗(博物館長) |
| 6 書 記 | 田中 留美 |
| 7 傍聴者 | なし |

平成25年第9回清瀬市教育委員会議事日程

平成25年9月26日

午前9時30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名
稲田 委員
- 日程第2 教育長より報告
- 日程第3 教育委員より報告
- 日程第4 議案 第13号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則について
- 日程第5 その他 いじめ調査月例報告について
- 日程第6 その他 スポーツ祭東京2013 第68回国民体育大会
について
- 日程第7 その他 企画展「行田哲夫写真展」について
- 追加日程 その他 教員の服務事故に係る処分について
- 日程第8 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が稲田委員を指名。

(松村委員長)

平成25年第9回清瀬市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第2 教育長より報告をお願いします。

(東田教育長)

おはようございます。2学期が始まって、なかなか手ごわい2学期で、色々なことが起きております。また、色々な仕事が順調に進められており、国体も3日後となりました。後ほど国体に関する報告があると思います。

今頃の空のことを少し前まで、行き合いの空というふうに言いました。「夏と秋と行きかふ空の通り路はかたへ涼しき風やふくらむ」これは凡^{おうしこうちの}河内躬恒^{みつね}の歌ですが、ちょうど夏と秋とがすれ違う空の道に、片側は涼しい風が吹いているという歌があります。朝夕とめっきり涼しくなり、子どもが風邪をひいて、大人がそれをうつって風邪をひくといったケースが増えているようです。

実は昨日、前清瀬中の校長で、教育委員も2期8年務められた銭目道郎先生が86歳でお亡くなりになり、その連絡をいただきましたので、その当時の教育委員の方々には連絡をとりましたが、皆様には敢えて連絡はいたしませんでした。昨日はお通夜に参列し、礼を尽くして参りました。

さて、2020年のオリンピック、パラリンピックの冬季開催が決まりました。日本のプレゼンテーションを私もテレビで観ておりましたが、高円宮久子様のお品のある挨拶、その後の佐藤真海さんのプレゼンは本当にすてき

でした。実は佐藤真美さんは2年前に第二中へ一日校長として来ていただいたことがあるそうで、第二中の学校だよりに紹介されています。その時、全校生徒への講演で「神様はその人に乗り越えられない試練は与えない」とお母さんから教えてもらい、その言葉が絶望の淵から自分を救ってくれたとお話をされたそうです。私たちが佐藤さんからもらっている希望や勇気を今一度噛みしめたいと思っています。

2点目ですが、校長会が9月4日にあり、その時にこういうお願いをしました。9月は特に聞こえない声を聞く耳、見えないものを見る目が教師に求められている。長い夏休みが終わって、もしかしたら1学期、学級の友達とうまくいかずに、2学期学校へ来るのがつらい子どもがいるかもしれない。また、家庭で何か問題を抱えて悩んでいる子どもがいるかもしれない。子どもは無言のうちに発信しているメッセージを受けようとするところこそ、またそれを共有することこそ、夏休み明けの9月に教師が最も心をくだかなければならないことだと話をしました。

本日は、レジュメのとおり進めていただきたいと思います。会議終了後、全員協議会を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(松村委員長)

ありがとうございました。引き続き、教育部長報告をお願いします。

(海老澤教育部長)

おはようございます。私からは行政関係の報告をさせていただきます。まずは議会の関係でございます。27日に最終日を残しておりますが、現在開会中の平成25年度第3回定例会市議会についてご報告申し上げます。本定例会は、9月3日に初日を迎え、5日、6日、9日の一般質問に続き、10日には総務文教常任委員会が行われました。この定例会における教育委員会に関係する議案といたしましては、一般会計の第2号補正予算などが審議され

ました。このうち補正予算では、インクルーシブ教育研究事業費が文部科学省におけるインクルーシブ教育システム構築モデル事業の指定を受け、全額補助で700万円を、小中学校の理科備品を同じく国の補助を受ける中、2分の1で227万円を、郷土博物館で市史が改訂の目途がたたない中、歴史・文化双書を作成する経費として240万、小中学校における給食用エレベーターなどの修繕料として2,01万円、小学校に学童クラブを受け入れるためのエアコンなどの施設整備に225万5千円。並びに国が技能労働者への適切な賃金水準を確保する目的で、平成25年度以降に発注する公共工事の労務単価を平成25年度の労務単価に適合させて発注するとともに、既に発注済みの工事契約の労務単価が平成24年度単価である場合は平成25年度単価に改める契約変更することを各自治体に特別な措置を取るよう求めていることから、必要な経費を補正するものです。

なお、6月議会において議決をいただいた「清瀬第五中学校校舎大規模改造工事」についても、新労務単価に関連して契約の変更を行わなければならないことから、追加提案を行い審議いただく予定としているところです。

その他の項目として、先般の教育委員会で決議いただいた平成25年度・清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の知見の中で、市史の編纂について、今年度も昨年同様に進んでいない点を指摘されており、教育委員会としてどう考えているのかの質問がありました。これに対して、副市長より博物館における現体制では市史の編纂に対応できるものではなく、市長部局で準備体制を整える必要があると考えていると答弁が行われました。

審議の結果、補正予算は全員賛成で可決されました。

また、一般質問では、13名の議員から23項目にわたる質問を受けました。その内容といたしましては、教育総務課関係では、通学路の安全確保からスクールゾーンの要望、生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度への影響、高校授業料無償化の見直しに伴う奨学貸付制度の取扱い、学校給食のア

レギー対応における提案、学校施設における構造部材の耐震化対策、開かれた学校に向けての課題、地域連携の取り組み、校庭芝生化を含めた校庭の管理体制の確立、小中学校における暑さ対策でのミスト設置やエアコン設置後の健康管理。指導課関係では、土曜授業の復活、小学校の学校開放週間の対応、グローバル社会に対応した人材育成、「個」の確立を目指す教育の推進、児童・生徒のスマートフォンの使用対策、がん教育・英語教育・ダンス教育の重要性、吹奏楽部活動への支援。生涯学習スポーツ課関係では、国体開催に向けての準備状況。図書館関係では、電子書籍の導入、図書館業務の民間委託や指定管理の考え方。郷土博物館関係では、博物館開設の経緯と今後の方向性、観光政策における郷土博物館の位置づけと役割などの質問がありました。

細かくご報告させていただいたのは、今回の議会において、こうした議会での議論の概要が教育委員の皆様にもどのように伝わっているのかといった質問もございました。私共といたしましては、要旨をまとめ、教育委員の方にご報告をさせていただき、お読みいただいているところであると回答をいたしました。

次に平成24年度の決算が、特別委員会で18、19、20日の3日間審議が行われ、賛成多数で認定されました。また、委員の皆様も新聞等の報道で既にご存じかと思いますが、保育園におけるヒスタミンによる食中毒の関係でございます。9月18日の水曜日に、公立保育園で提供した給食で、全園の児童105名に、口の周りに発疹が発症した事故がございました。発症後、保健士などの指導により、口を洗い流すなどの処置を行い、1～2時間で回復をいたしました。そのうちの1名が全身に発疹が発症し、回復しない児童がおりましたので、多摩北部医療センターに受診をいたしました。その後の病状は回復しております。

それに伴い多摩小平保健所の方から調査が入り、当日提供したいわしのつみれ汁のつみれから16検体中15検体でヒスタミンが検出され、9月20

日に確定されました。確定内容につきましては、9月21日から1日間だけ業務停止ということでございます。ただ、18日の発症以降、保育園の給食は自粛をしておりましたが、これを受けて9月26日の午後のおやつから通常献立として給食の提供を再開させていただいております。保育園のヒスタミンによる食中毒については以上でございます。

学校給食の食材につきましては、物資一括購入選定委員会を月に一度で開催し、食材を選定しております。生鮮食品の場合、食材の劣化を防ぐため、温度変化の少ない低温流通体系（コールドチェーン）が証明できる食材を購入しており、今の段階では同様の事故発生はないと考えております。

次に給食の食器関係でございますが、現在使用しているポリプロピレンからPEN食器への移行を今年度、清瀬小・芝山小・第三小の三校で行われました。9月17日に納品され、早いところでは芝山小が9月24日から使用開始という状況でございます。今後、給食業務を見計う中で、順次移行して参ります。

また、給食調理業務の委託に関しては、第二中と第三中が前回の選定から5年を経過することから、新たに業者を選定する作業に入っております。加えて、調理業務の委託は、中学校だけではなく小学校でも行っておりますので、各年度において評価をし、ある一定の評価以下だった場合については、再度、業者の選定作業を行い、確認するという手続きを取ることにしました。今回は清瀬小の評価がよくありませんでしたので、選定の作業に移らせていただいております。清瀬小につきましては、我々教育委員会でも指導をしておりますが、いくつかの問題も起きておりましたので、学校の評価を踏まえて選定作業に入りました。今回、来年度に向けての選定作業を行う学校は、清瀬小・第二中・第三中の3校になります。

また昨日も会議があったのですが、行政評価という制度があります。これは、事業仕分けのように外部の委員の評価を受けるものですが、内容といたしましては、市が行っている100万円以上の事業を対象とし、その中で外

部委員会の協議により5つ選び、それについての外部評価を行うものです。今回、その5つの中に教育委員会関係3つ入っており、昨日は博物館の運営に関する「博物館運営事業費」でございました。

今後、予定しているものとしましては「学力向上事業費」、「就学資金貸付事業費」がございます。この結果につきましては、後日報告させていただきたいと思いますが、我々としては、現在行っております事業の取り組み状況などをご説明し、委員の理解を得たいと考えております。私からは以上でございます。

(松村委員長)

ありがとうございました。ただ今の教育長、教育部長からの報告に関して何かご質問がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして日程第3 教育委員報告をお願いいたします。

(伊豆倉委員)

13日に第7回スポーツ祭東京2013 清瀬市実行委員会があり、委員長の代理で出席させていただきました。内容としましては、当日の運営の流れ等の説明でした。以上です。

(松村委員長)

詳しい内容に関しては、後ほどの担当から説明をお願いいたします。

他に報告等ありませんか。では私の方からですが、8月24日に清瀬市小・中学校水泳記録会へ行って参りました。また、8月31日に行われた中里の「火の花まつり」には、清瀬小のPTAの方々にお手伝いいただいております。清瀬小の校長先生は若手の先生を連れていつもお見えになります。今回は清瀬中の運動会に行った際、校長先生にお声をかけさせていただいたところ、来ていただきました。清瀬小の子ども達はほぼ清瀬中に行かれますので、そ

こがまたこういった場面でもご一緒されるというのはとてもいいことだと感じました。またその場面に教育部長や市長も来ていただきました。また、火の花まつりの火を国体で使用するとお聞きしましたので、後ほどそれも合わせてご報告をお願いします。私からは以上です。

それでは日程第4 議案第13号 清瀬市立学校の管理運用に関する規則の一部を改正する規則について、お願いいたします。

(坂田指導課長)

それでは私から議案第13号 清瀬市立学校の管理運用に関する規則の一部を改正する規則についてのご説明させていただきます。

平成26年4月から新たな職といたしまして、指導教諭が導入されることになり、管理運営の規則を改正する必要があることからご審議をお願いするものでございます。始めに、指導教諭の制度についてご説明いたします。本制度は、高い専門性と優れた指導力を有する教員を指導教諭として新たに任用し、指導の経験やノウハウ、スキル等を若手教員・中堅教員に継承して、都内公立学校全体の指導力を一層高めることを目的として、導入されるものでございます。

具体的な職務内容は、資料に記載のとおりです。中でも実践場面をとおして、指導方法やスキルを継承する模範授業については、指導教諭に任用された場合には年間3回程度実施することが科せられます。指導教諭は「指導的な役割を担う職」といたしまして、主幹教諭と同じ4級職の職層に位置付けられます。従いまして、指導教諭として任用されるためには、4級職選考に合格する必要があります。指導教諭は小・中学校ごと、科目や教科ごとに任用される形となっております。指導教諭の任用数は、小学校で約210名、中学校で約130名を予定しており、平成26年度から5年間程度で順次この数を充当するような計画となっております。

尚、東京都教育委員会としましては、平成26年度の任用については、原

則、国語・算数・理科の3教科に限って任用するという方針を掲げております。既に選考希望者の取りまとめが終了しています。ブロックで任用数が割り当てられており、本市は第9ブロックに属しております。本市からは小学校算数で1名、希望者が出ております。該当の教員は既に4級職選考を受験しており、選考の結果、合格であった場合は授業観察によって、教科の指導力の検証が行われます。適正であると判断された場合、私共から都教委へ推薦を行い、都の審査を受け、合格の場合任用の運びとなります。

続きまして、管理運営規則の改正について、ご説明いたします。議案第13号資料の新旧対照表をご覧ください。第10条に関係条文を追加しております。第10条「小中学校に指導教諭を置くことができる」という文言、また、10条の2項に「指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。」と指導教諭の職務に関する内容を記載しております。また指導教諭は教務・生活、また中学校の進路といった必置主任を命ずることができないようになっております。ただし、第14条に「特別な事情がある場合には指導教諭が校長の具申によって教育委員会が必置主任として命ずることができる」という規定を設けているところがございます。その下段、14条第2項に指導教諭は研究の中核となることが期待されておりますので、「研究主任は指導教諭又は教諭の中から、校長の具申により委員会が命ずることができる」という記載としております。以降改正点につきましては、それぞれ条文番号が順送りになっていることをご確認いただければと思います。

議案の説明は以上となりますが、提案理由といたしましては、平成25年7月31日付、25教人勤第100号「指導教諭の導入に伴う市立学校の管理運営規則の改正について」による一部を改正する必要があるためこの案を提出するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(松村委員長)

それではこの件に関して、ご意見、ご質問等ございますか。

(植松委員)

基本的なことをお聞きしますが、これは国の管理運営の規則ではなく東京都ですね。

(坂田指導課長)

東京都の管理運営の規則の一部改正に伴って、市の規則を変更するものです。

(稲田委員)

この指導教諭とは、定数内か、それとも指導教諭としての位置付けとして定数外でしょうか。

(坂田指導課長)

定数内です。

(植松委員長)

第10条に、「小中学校に指導教諭を置くことができる」とありますが、置かなくてもいいのでしょうか。

(坂田指導課長)

指導教諭の任用予定数は、全校に充当できる人数ではございません。先ほどもお話しさせていただいたように、人数が限られて任用されます関係で、指導教諭が置かれる学校と置かれない学校がでて参ります。ただ、指導教諭につきましても、エリアの中で、置かれている学校を中心として、そちらに授

業観察へ行ったり、他の学校へ行って指導に回ったりといったシステムが取れるようになったということです。

(松村委員長)

これは各ブロック単位でということになっていきますので、清瀬市の指導教諭が、東久留米市に行くということもあるということですか。

(坂田指導課長)

基本的には委員長のおっしゃったとおりでございます。ただ、国語・算数・理科・社会といった教科につきましては、このブロック内で充当されるのですが、例えば音楽であったり、保健体育であったりというような教科については、全都で何名という形になりますので、任用数の少ない教科については、ブロックをまたいで公開授業を行ったり、もしくは指導教諭がブロックをまたいで指導を行うというような教科もでて参ります。

(伊豆倉委員)

受験資格者というのはたくさんいるのですか。

(坂田指導課長)

一定数はおりますが、希望されるかどうかというところもでございます。資料の方に体系図が記載されておりますのでご覧ください。一定年度の年数が満たされていなければならないのですが、主任教諭になれば指導教諭の受験資格を得られます。主任教諭というステップを踏んで、主幹教諭になるか、指導教諭を希望するか。ここで2つのチャンネルができるということになります。ある意味では、管理職にはなりたくないが、非常に高い授業スキルを持っている方々をそれなりの職層に位置づけて活用していこうというような考え方でございます。

(植松委員長)

ざっくりばらんな表現をすれば、主幹教諭は学校経営を含めての授業に携わり、指導教諭は、主に授業内容や指導の在り方など先生方の生徒に対する向き合い方などに関しての指導を行うといった業務を分けた形で責任の取り方を二分したという考えでよろしいですか。

(坂田指導課長)

ご指摘のとおり表現になるかと思いますが、指導教諭においては、教科の専門性が高いというところを特徴にしておりますので、授業の改善と質的充実という観点からこれらの人材を活用していこうという狙いがございます。

(植松委員)

もう1点伺いしてよろしいでしょうか。教育相談ということを経済教育相談ということに対して行っていくのは2人のうちのどちらでしょうか。

(坂田指導課長)

学校教育相談につきましては、相談担当の教員がおりますので、主幹教諭・指導教諭に限らず学校の事情によって職層が様々になります。

(松村委員長)

主に指導教諭とはどういったものであるのかという疑問をお聞きした程度でよろしいでしょうか。規則の内容については基本的に仕組みが変わることによって、清瀬市のルールも変更するといった議案ということよろしいでしょうか。ご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

では、この件に関しましてはよろしいでしょうか。

全員異議なし

(松村委員長)

続きまして、日程第5その他 いじめ調査月例報告について、お願いします。

(清水統括指導主事)

清瀬市のいじめ実態調査につきまして、例月の報告をさせていただきます。円グラフをご覧ください。まず今回の8月の分析結果に先立ちまして、7月を振り返ってみたいと思いますが、資料の1枚目の円グラフをご覧くださいと、小学校は認知・疑いの合計が7件、中学校が5件ということでございました。これの推移した結果が7月に繰り返し事案が8月にはどうだったかというところでは、小学校は1件。小学校が結果的に月をまたいだ形で一定解消1件、同様に中学校が月をまたいで取り組み中が2件というところでございます。

この結果を受けた8月分の集計結果が資料の2枚目になりますが、今の推移をたどりまして、小学校が認知の対応として疑いが1件、中学校が疑い5件・認知2件の計7件という結果になりました。

解決態様でございますが、ここまでの中で小学校につきましては、継続して1件が、一定解消が続いております。中学校につきましては、継続中の取り組み中2件が続いています。小学校に関しての1件は、6月からの発生事案の継続ということになります。中学校につきましても、取り込み中の事案2件につきましては6月からの継続事案ということになります。

学校のいじめの対応内容を記載しておりますが、特に部活動の顧問という言葉が出てきたという点については、対応の幅が広がってきているということが窺われます。取り組み中について、あえて記載させていただきましたが、取り組み中2件のうちの1件は表面的な言葉のやり取りについては、ここで一旦終息されてきているということでございますが、ただ登校が不安定であることや周りの生徒の不意な発言から再び傷つけられることも考えられるため、学校においては取り組み中として、注意をして様子を見ているというこ

とでございます。

次に傾向分析でございますが、学年状況の小学校では全16件、中学校では全16件という件数については、4月からの累積件数でございます。小学校につきましては、今後の継続事案ということで、1件。中学校は同様の視点で2件でございます。学年状況につきましては、小学校では2年と4年の認知事案が多くなっております。中学校におきましては、内容で見れば認知事案は1学年に多く、学年進行に伴い、人間関係が広がるにつれ、疑いの事案が増える傾向にあり、このあたりについては背景を分析する必要があると捉えています。

男女別内訳で言えば、中学校について昨年度は男子事案が多かったのに対して、今年度は女子の事案が多く、内容としては物隠し、手紙での嫌がらせが多く報告されております。

認知の端緒ですが、ことさら小学校の保護者というところが昨年度からの傾向も違いというところで表れてきております。小学校について、更にこの分析結果についてを、学校にお知らせする中で、家庭との連携ということについて構築する必要があると考えます。

相談先でございますが、担任の数値が高いということについては、この中でもほっとするところですが、更に養護教諭やスクールカウンセラー、関係機関といった数値がなかなかあがってこないということについては、対応のひとつとして、我々からも学校への関係機関等の活用の促しを行って行きたいというところを読み取っております。以上でございます。

(松村委員長)

この件に関しまして、ご意見、ご質問はありますか。

よろしいですか。では、この件に関しては引き続きお願いいたします。

続きまして、日程第6その他 スポーツ祭東京2013 第68回国民体育大会についてお願いいたします。

(岸国体準備担当部長)

それでは、スポーツ祭東京2013 第68回国民体育大会について、概略をご説明させていただきます。机上にお配りした資料といたしましては、ミニプログラム、競技会係員必携という冊子になります。ご確認ください。

まず、ミニプログラムをご覧ください。こちらにつきましては、来場者の方が簡単に競技内容等を分かりやすくするため、独自で作成したものです。

国体の開会式でございますが、9月28日(土)味の素スタジアムで開催され、10月8日(火)の閉会式までとなっております。

清瀬市は女子サッカー競技が担当となっており、プログラムにも記載されているように開催日は9月30日、10月1日、10月3日の3日間開催されます。

3日間の流れといたしましては、9月30日(月)第1試合が午前11時30分から開始され、11時20分頃に清瀬市長のあいさつを予定しております。10月1日(火)は2試合を予定しておりますが、第1試合のハーフタイムに成立学園という高校のチアリーディング部による演技を披露していただく予定です。10月3日(木)は3位決定戦が午前10時30分開始となりますが、この日は1試合のみです。この試合の中でも前半終了後のハーフタイムに清瀬の合唱連盟による清瀬賛歌をご披露していただくことを考えております。また、3位決定戦の時に表彰が行われます。その中で各市独自のものを選手の方々にお渡ししますが、清瀬市では、にんじん焼酎、ニンニクストラップ、セロリソースを考えております。

国体というのは競技を進めるということも当然、清瀬市に課せられておりますが、清瀬市のいいところをPRすることも大きな目的でございます。全国から来場されるの方々に対しましては、心を込めたおもてなしを行ってまいりたいと考えております。また、会場内はADカード・スタッフウェアを着用していただき、警備員も配置しましてセキュリティーを強化しております。

また市内にある全幼稚園が7園ございますが、この園児たちにエスコート

キッズとして、それぞれの試合ごとに出ていただくということで準備を進めているところですが、市内小中学校の児童生徒にも試合を観戦していただこうと、学校応援の体制もすでにできております。それからもう1点、会場内に横断幕やのぼり旗を設置するのですが、清瀬高校の生徒さん達からの応援メッセージの入った横断幕とのぼり旗が届きましたので、会場内に飾りPRをしていきたいと思っております。また、運営につきましては、99名の市職員による実施本部と108名の市民ボランティアの方々と共に、この3日間運営を行って参ります。

先程、委員長からお話があった火の花まつりの件ですが、28日の開会式のイベントとしまして、各市の火を持ちより、聖火台に火を灯す炬火式が行なわれます。清瀬市は火の花まつり実行委員の方に承諾を得て、火の花まつりの火を、28日の集火式にお持ちしたいと思っております。

このように現在、順調に準備を進めておりますので、是非この3日間、教育委員の皆様にも、会場にお越しいただいて、女子サッカー競技の応援をしていただければと思っております。以上でございます。

(伊豆倉委員)

学校からも生徒さん達が行かれるのですよね。

(岸国体準備担当部長)

小学校は全校、中学校につきましては試験等の関係から来られない学校もございますが、全5試合を、前半・後半に分け、時間を区切って各学校に観戦していただきます。今回、シャトルバスも6台用意いたしましたので、学校に迎えに行き、帰りも会場から学校まで送り届けます。

(松村委員長)

入場に必要となるADカードについての補足はありますか。

(岸国体準備担当部長)

教育委員の皆様につきましては、来賓の青のADカードをお渡ししますので、ご来場の際は総合案内で受け取っていただきますようお願いいたします。また本大会では、スタッフ用ジャンパーを作りましたので、実行委員、ボランティアの方々に着用していただきますが、教育委員の皆様にもご用意させていただきますので会議の後、お渡しいたします。

(松村委員長)

試合のメンバー表などはありますか。

(岸国体準備担当部長)

私共の方にはあるのですが、まだ、公のものとしては出していません。

これから配られる本大会のプログラムの中に、記載されているかもしれませんが、試合が始まる前にはチーム紹介等の競技放送を行います。またエスコートキッズと選手たちの入場時にも放送が入ります。

(松村委員長)

8日に行われたデモンストラーションの少年少女サッカー大会を観戦して感じたのですが、途中から観戦する方達に対しても分かる形でのチーム紹介をしていただけたら観戦する側からすると親切だと思いますので、少しご検討いただけたらと思います。

(岸国体準備担当部長)

はい。検討してみます。

(松村委員長)

本番までもう少しですので、よろしく願いいたします。

それでは日程第7その他 企画展「行田哲夫写真展」についてお願いします。

(森田郷土博物館長)

郷土博物館では、来月10月12日(土)から27日(日)までの2週間、企画展「四季の自然武蔵野 ～行田哲夫写真展～」を開催いたします。

動物写真・自然写真家として著名な行田哲夫氏のライフワークのひとつ、武蔵野をテーマに撮影された80展あまりの作品を展示する自然写真展でございます。武蔵野の雑木林や四季、またそこに息づく植物や昆虫たちの姿を映し撮った写真の数々は瑞々しい感性と深い愛情を感じさせる作品となっております。

この清瀬で撮影された写真も数多く展示しておりますので、清瀬の美しさ、自然の豊かさを改めて再発見していただけるものと確信しております。多くの市民の皆様に来場いただきたいと願っております。また教育委員の皆様にもご覧いただければと思います。以上でございます。

(松村委員長)

この件はよろしいでしょうか。それでは、進めさせていただきます。追加日程 その他 教員の服務事故に関する処分について、お願いします。

(坂田指導課長)

教員の服務事故に関する処分について、ご報告をいたします。

本処分は、5月の定例教育委員会でご報告いたしました大阪市立高等学校の体罰による生徒の自殺事故を受けて、今年の1月から3月にかけて、都内全小中学校、高校を対象に行った体罰調査に基づき行われたものでございます。調査によって、教職員153人による155件の体罰が明らかになりました。この度の処分で、停職・減給・戒告については、44件。また文書訓告や口頭注意等の措置については、105件、その他としまして、これは体

罰実態調査等により体罰を確認できた時点で、既に退職していたために処分等を行うことができなかったものが6件となっております。

本市第二中の案件につきましては、生徒に口腔内の裂傷というけがを負わせたことから悪質な事案であるとの判断により、減給一月の懲戒処分が発令されております。

また、監督者である管理職の処分も同時に行われ、本市の第二中の案件については校長の監督責任は問われておりません。監督者の処分は100件の処分が行われており、事務局職員の処分も出ております。これにつきましての詳細は我々は把握しておりませんが、教育長の戒告処分、局長級1名及び、部長級1名が訓告処分を受け、また課長級3名が口頭注意というような、155件の中にはこういった処分が含まれております。

先日、浜松市立高校バレー部の体罰の様子がショッキングな映像として、ネット配信されたという報道がございました。未だに体罰がなくなる実態が明らかになっております。体罰の要因は多様であり、一概に論じることにはなかなか難しいですが、「つかっとなつて」といった感情が最多であるという調査結果が出ております。

体罰をはたらく可能性がある教員については、必ず生徒指導は2名体制で行うなど、具体的な防止策を進めると共に、社会全体で体罰防止の意識を図る必要があると考えております。今後とも指導課として、体罰の根絶に全力で取り組んで参りたいと思っております。以上でございます。

(松村委員長)

この件に関しまして、何かございますでしょうか。

全員特になし

(松村委員長)

では、日程第8その他 今後の日程についてお願いします。

(粕谷教育総務課長)

それでは今後の日程につきまして、10月の定例教育委員会を10月18日(金)午前9時30分より、健康センター第1会議室で予定しております。また、教育委員会連合会管外視察研修を10月11日(金)に、第3ブロック研修会を10月23日(水)に東村山市 ハンセン病資料館で予定しております。

(松村教育委員長)

以上をもちまして、平成25年第9回清瀬市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 11時 20分
平成25年 9月 26日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 松村 重樹

委員 稲田 瑞穂